## 議案第195号

福岡市音楽・演劇練習場条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年9月3日

福岡市長 髙 島 宗一郎

## 理由

この条例案を提出したのは、大橋音楽・演劇練習場の移転に伴い、その名称及び位置を改めるとともに、施設の使用料の額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市音楽・演劇練習場条例の一部を改正する条例

福岡市音楽・演劇練習場条例(平成3年福岡市条例第36号)の一部を次のように改正する。第1条の表福岡市大橋音楽・演劇練習場の項を次のように改める。

福岡市塩原音楽・演劇練習場福岡市南区塩原二丁目

第2条第3号中「福岡市大橋音楽・演劇練習場」を「福岡市塩原音楽・演劇練習場」に改める。

別表第1福岡市大橋音楽・演劇練習場の部を削る。

別表第2中

X

分

		J										
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
大;	棟 習	室	5,500	5,700	5,700	10,000	10,700	15,700	10,900	19,800	15,000	24,200
中;	棟 7	室	1,800	2,000	2,000	3,400	3,700	5,300	3,700	6,800	5,200	8,300
			620	660	660	1,100	1,200	1,800	1,200	2,200	1,700	2,700
	中 ;	大練習中練習小練習	小練習室	大練習室 5,500 中練習室 1,800 小練習室	大練習室 5,500 5,700 中練習室 1,800 2,000 小練習室 620 660	大練習室 5,500 5,700 5,700 中練習室 1,800 2,000 2,000 小練習室 620 660 660	大練習室 5,500 5,700 5,700 10,000 中練習室 1,800 2,000 2,000 3,400 小練習室 620 660 660 1100	大練習室 5,500 5,700 5,700 10,000 10,700 中練習室 1,800 2,000 2,000 3,400 3,700 小練習室 620 660 660 1100 1200	大練習室 5,500 5,700 5,700 10,000 10,700 15,700 中練習室 1,800 2,000 2,000 3,400 3,700 5,300 小練習室 620 660 660 1100 1200 1800	大練習室 5,500 5,700 5,700 10,000 10,700 15,700 10,900 中練習室 1,800 2,000 2,000 3,400 3,700 5,300 3,700 小練習室 620 660 660 1100 1200 1800 1200	大練習室 5,500 5,700 5,700 10,000 10,700 15,700 10,900 19,800 中練習室 1,800 2,000 2,000 3,400 3,700 5,300 3,700 6,800 小練習室 620 660 660 1100 1200 1800 1200 2200	大練習室 5,500 5,700 5,700 10,000 10,700 15,700 10,900 19,800 15,000 中練習室 1,800 2,000 2,000 3,400 3,700 5,300 3,700 6,800 5,200 小練習室 620 660 660 1100 1200 1800 1200 2200 1700

1

を

区分

福岡市塩原音	大	練	習	室	円 5,500	円 5,700	円 5,700	円 10,000	円 10,700	円 15,700	円 10,900	円 19,800	円 15,000	24,200
	中	練	習	室	1,800	2,000	2,000	3,400	3,700	5,300	3,700	6,800	5,200	8,300
楽・演 劇練習 場	小 1:	練 から	習 3 ま	室で	620	660	660	1,100	1,200	1,800	1,200	2,200	1,700	2,700
	小	練習	室	4	1,100	1,100	1,100	2,000	2,100	3,100	2,100	3,900	3,000	4,800
福岡市	大	練	習	室	5,500	5,700	5,700	10,000	10,700	15,700	10,900	19,800	15,000	24,200
劇練習	中	練	習	室	1,800	2,000	2,000	3,400	3,700	5,300	3,700	6,800	5,200	8,300
	小 1:	練 から	習 4 ま	室で	620	660	660	1,100	1,200	1,800	1,200	2,200	1,700	2,700

13

改める。

別表第3福岡市大橋音楽・演劇練習場の部を次のように改める。

福岡市塩原音楽・	楽器庫 1及び2	1日	220	
演劇練習場	大道具室	1 日	770	

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
  - (施行日前における利用の許可等)
- 2 前項の規定に基づく規則が公布されたときは、この条例の施行の目前においても、同日 以後の福岡市塩原音楽・演劇練習場の施設の利用について、この条例による改正後の福岡 市音楽・演劇練習場条例の規定の例により許可をし、及び使用料を徴収することができる。

2